

平成 20 年度

長崎県総合評価落札制度検討委員会（第 1 回）

議 事 録

日時：平成 21 年 1 月 9 日（金）13：30～15：34

場所：長崎ワシントンホテル 2 F 「アゼリア」

1. 辞令交付

2. 開 会

福田課長：ただいまより、長崎県総合評価落札制度検討委員会を開催いたします。

私、建設企画課長の福田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

はじめに、桑原土木部長がご挨拶申し上げます。

3. 開催挨拶

桑原土木部長：皆さん、こんにちは。土木部長の桑原でございます。

長崎県総合評価落札制度検討委員会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから本県の土木行政全般にご支援とご協力を賜りまして、また年度末を控えた非常にお忙しいときに、本委員会の委員にご就任いただき、まことにありがとうございます。この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県では平成 17 年度からいわゆる品確法に基づきまして、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、国や他の都道府県と同様、総合評価落札方式の試行に取り組んでいるところでございます。

平成 20 年度は、原則として 1 億円以上の工事の約 130 件について試行することとしておりまして、これまでに 84 件を実施したところでございます。今年度、前年度と比べますと飛躍的に件数が伸びたわけでございますが、この試行を通じまして制度を多くの工事に適用することから、さまざまな課題が明らかになってきております。後ほど現在の状況についてはご説明させていただきます。

そういった状況を踏まえて、来年度の制度改善に向けて、各分野を代表される皆様方から一般のご意見ということで、それぞれのお立場でご提言、ご意見を賜りたく、本会を設立させていただきました。

本日が第 1 回でございますが、引き続いて第 2 回を 1 月 23 日、第 3 回を 2 月 4 日ということで予定いたしております。非常に短い期間でのご審議になってしまうわけでございますけれども、ぜひ忌憚のないご意見を賜りまして、来年度の制度改善に向けてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 委員長選出

福田課長：それでは、議事に先立ちまして委員長をお決め願いたいと思います。

委員長は、規約第3条におきまして、委員の互選により決定するとなっております。どうかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、事務局からの提案でございますが、現在、総合評価審査委員長を務めていただいております、長崎大学の夢田先生にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

福田課長：それでは、夢田先生、どうぞよろしくお願いいたします。委員長席にお移り願います。

この後の議事につきましては、委員長にお願いいたします。

5. 審 議

夢田委員長：ただいま皆様の互選で委員長の大役を仰せつかりました、長崎大学の夢田と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

先ほど土木部長からお話がありましたように、平成18年、19年、20年と、3年間で総合評価方式が試行されておりますが、私も18年度からお手伝いさせていただく中で、いろいろと課題がたくさん出てきております。この委員会は、先ほども土木部長からお話がありましたけれども、試行をやってきた3年間を振り返って課題を抽出していただいて、来年度の制度改革に対して、3回の委員会を通じて知事に提案するというのがこの委員会の仕事だと思います。短期間でございますが、皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従って審議を進めていきたいと思っております。

最初に、「長崎県総合評価落札方式について」、経緯及びアンケート結果の報告を事務局からお願いいたします。

福田課長：それでは、まず資料の説明をさせていただきます。

お手元に配付しておりますのは、式次第、資料1、資料2（パワーポイント資料）、資料2 関係団体意見聴取資料、参考資料1 長崎県の総合評価落札方式、参考資料2-1 長崎県総合評価落札方式に関するアンケート、資料2-2 アンケート結果。

それでは、パワーポイントでご説明しますが、資料1もあわせてご覧いただければと思います。

1 ページ、総合評価落札方式に至った経緯を書いております。

近年の公共工事の減少、あるいは入札制度改革による一般競争入札の拡大に伴いまして、

品質等への懸念が生じてきております。こういうことで国では、公共工事の品質確保の促進に関する法律が平成 17 年 4 月 1 日に施行されまして、国及びすべての都道府県において総合評価落札方式、価格及び品質が総合的に優れた公共調達を行うということで取り組んでおるところでございます。

本県の状況についてご説明いたします。

本県においては、平成 14 年に 5 億円以上を対象として一般競争入札をいたしました。16 件でございます。その後、15、16、17、18、19 年度と、棒グラフですが、16 件から昨年度は 257 件まで増加しております。

この間、落札率をご覧いただきたいのですが、これは指名競争入札も含めたところの平均落札率が年ごとに、赤が平均落札率、緑がこれまでの一般競争入札のみを抜き出した平均落札率の推移です。ご覧のように、年を追うごとに一般競争入札の拡大につれて落札率が下がっているという傾向が見えていただけるかと思います。

落札率につきましては、落札額を予定価格で割ったものを言います。

一般競争入札の拡大に伴い落札率が低下してきたというのがこの表でございます。

落札率の低下に伴い事故の発生件数が増加しているということが見てとれるのがこの表でございます。15 年度の平均落札率は 91.9%で、平均落札率未満工事での工事事故件数は紫色、平均落札以上工事での事故件数は黄色の棒グラフで表しておりますが、平均落札率以上での工事のほうが事故が多いという結果になっております。

その後、落札率が 9 割を切ったのが平成 18 年ですが、このころから平均落札率未満で事故が起こる確率が平均落札率以上の工事に比べて 2 倍、昨年度は 3 倍。10 件に対して、平均落札率未満では 35 件の工事事故が起こっています。落札率の低下と事故発生件数が相関としてあらわれているのではないかと考えております。

続きまして、工事のできばえでございます。

「落札率の低下とともに工事成績も低下」と書いております。平均点未満の割合を示したもので、落札率が 90%以上については、平均点以上が 61%、平均点未満が 39%でございます。これが徐々に黄色が増えまして、85%未満では、53%が平均点未満、落札率が下がると工事品質の低下が見られるというような経過があらわれております。

落札率低下と建設企業の経営状況の相関を見たものが 5 ページの表でございます。

棒グラフが、各年度の長崎県内における建設企業の完成工事高営業利益率を示しております。

平成 13 年度、0.78 ポイントの利益率があった。このときの平均落札率は 94.1%。

平成 18 年度、落札率が 9 割を切ったところで利益率がマイナスに転落しております。いわゆる会社の持ち出しが必要になってきたということがあらわれております。

この完成工事高営業利益率については、西日本建設業保証株式会社でこういう統計をとられたものでございまして、それを利用させていただきました。

6 ページ、九州各県における落札率と完成工事高営業利益率。

先ほど申しましたように、平成 18 年度で -0.12% となっております。他県の状況を見ますと、福岡が落札率 93.1% で利益率が 0.94%。一番高いところで沖縄県が 90.1% に対して、利益率が 2.03% という状況となっております。

7 ページ、落札評価方式の仕組みについて、簡単にご説明いたします。

従来の入札方式は、最も安い価格で入札した方が落札となるわけでございます。一番下のラインの価格軸上において、予定価格と最低制限価格との間で最も安い価格で入札された方が落札者となるということでございます。

総合評価落札方式とは、品質に関する得点軸という新たな指標を設けまして、入札に参加された方に等しく 100 点という得点を与えます。それに、工事に対する品質の向上、あるいは安全に関する提案、そういうものについての評価及び企業、あるいは配置予定技術者のこれまでの実績の評価を加えたものが加算点となりますが、100 点 + 加算点をそれぞれの業者さんが入札価格で割ったラインを評価値と申します。評価値が最も高い方が落札者となる仕組みでございます。

この表を見ていただきますと、予定価格と最低制限価格の間で競争になるわけですが、この赤で囲まれた部分が落札可能な範囲でございます。この方式では、より上側かつ左側に向うベクトルの方向に優位になる。すなわち、より安く、より良い品質の提案をされた企業が落札者となるのが、総合評価落札方式の仕組みでございます。

8 ページでは、九州各県の紹介をさせていただきます。

長崎県においては、先ほど部長がご説明しましたとおり、今年度は原則として 1 億円以上の工事、130 件について加算点を 20 点、あるいは 30 点で実施しております。

この 20 点あるいは 30 点をどのように選択するかについては、工事の難易度が高い橋梁工事とか港湾工事については 30 点、単純な河川の護岸工事や道路の盛土については 20 点を採用しております。

対象金額はそれぞれ設定されておまして、本県が一番高いところでやっているのが見

てとれるかと思えます。

目標の件数としては、発表されているところもあるし、なされていないところもございまして、一番下の欄に表しております。

9 ページに、「国の取り組み状況及び改訂予定」と書いてありますが、「及び改訂予定」は削除をお願いいたします。

国の取り組み状況についてご説明いたします。

国では、原則としてすべての工事を対象として実施されております。

加算点の配分割合ですが、簡易な施工計画については、標準タイプに4割、配置予定技術者の能力に3割、企業の施工実績に3割ということでやっておられます。

そのほかに、企業施工実績重視タイプというものもやっておられまして、これについては、企業の施工実績を重く見て、簡易な施工計画の割合を小さくして実施されております。

10 ページ、本県における試行の経過ですが、17年度の品確法施工に基づき、18年度に対象金額を設定せずに2件試行しており、その際は加算点を10点として実施いたしました。

昨年度については、金額は設定せずに40件について試行し、この際も加算点は10点で行っております。

今年度については試行を拡大いたしまして、原則1億円以上の工事130件について行っております。これについての加算点は20点または30点、工種、金額によって使い分けております。

11 ページ、これは本県の加算点をどのように配分しているか示したものでございます。

まず、加算点の配分ですが、県においても国に準じて、施工計画に4割、配置予定技術者に3割、企業に3割ということで配分しております。

加算点が30点の場合は、割合が上段、20点の場合の加算点と配点の割合が下段にそれぞれ配分しております。配置予定技術者については8項目、企業の施工能力についてはこのようないろんなものを評価しております。配点を全部足しますと30点になりますし、下段ですと、すべて足すと20点になります。

12 ページ、平成20年12月末現在での試行状況の結果についてご説明いたします。

まず、品質の向上を目的に取り組んでおります。工事成績はどうであるかということを見たのが①でございます。

工事成績の評定を見ると、価格競争方式と比べて、19年度で1.3点、20年度で2点。

平均いたしますと、1.6 点工事成績が高くなっております。いわゆる品質の高い公共調達につながったということが見てとれるかと思えます。価格競争については、一般競争入札の価格競争入札。総合評価については、一般競争による総合評価を対象とした工事成績を比較しております。

続きまして、②落札率でございます。

価格だけの競争をした場合を比べますと、0.3 ポイント高い。若干高いということがあらわれております。

13 ページ、落札状況ですが、総合評価の場合は、必ずしも最低価格を提示した方が落札されるとは限りません。価格以外の要素も入れて落札を決定いたしますので、高い金額を入れた方も落札される可能性があります。その割合を見たものです。

これまでに実施した 84 件のうち、最低価格以外で入札をして落札された件数が 64 件、76.2%になっております。

14 ページ、最低価格者と落札された方の金額の差はどれくらいかを見た表でございます。1,000 万以上の価格差の逆転があったものが 2 件ございます。しかしながら、ほとんどの工事が 100 万未満で順位が入れ替わっているという結果が出ているのが、下の 13.5%、65.2%。2 つ足しますと 8 割近くなります。ほとんどが 100 万未満での落札の逆転が起こっているという結果となっております。

15 ページ、地元企業落札状況について見たものでございます。

どういうものかと申しますと、長崎なら長崎地区、対馬なら対馬の業者さんが地元での工事を落札できたかどうかということを見たものでございます。

平成 19 年度は 1 億円以上のものについて見ますと、123 件のうち 51 件が地元企業が落札されておまして、41.5%でございます。これに対して総合評価で行ったときには、平成 20 年度では 71.6%が地元企業が落札されております。

これはどういうことかと申しますと、それぞれの地場の企業さんは、それぞれの地域でボランティアでありますとか、いろんな地域貢献をされております。こういうことに対するインセンティブを与えた結果でございまして、ここに地域要件というのを書いております。その地域での社会貢献実績でありますとか、本社の所在地がどこにあるか。本社の所在地がそこにありますと、その地域での雇用に貢献している。そういったことを評価しておりますので、そういった地域要件の効果があらわれたと分析をしております。

16 ページ、1 企業当りの落札件数を分析しております。

これまで 84 件について試行しておりますが、一番たくさん落札された方が 1 社で、12 件というのが一番多いでございます。その次が 6 件が 1 社でございます。5 件が 2 社、4 件が 2 社というふうに見ていただきまして、36 企業で 84 件の工事を受注しておられるという結果でございます。

以上が試行結果の状況でございます。

続きまして、総合評価落札方式に関するアンケートの結果について。

総合評価落札方式は A クラスの業者を対象としておりますので、長崎県内の A クラスの企業 188 社についてアンケート調査の依頼をしました。回答をいただいたのは、そのうちの 159 社で、約 85% の方々から回答がっております。

調査期間は 12 月 8 日から 12 月 19 日まで行っております。

調査内容については、参考資料 2-1、そういうものについて回答をお願いしたということでございます。

参考資料 2-2 は、それをまとめたもので、データでございます。

18 ページ、アンケート内容についてご説明いたします。

総合評価落札方式への参加をしたことがありますかという問につきましては、昨年度と今年で 139 社が参加したことがあるというお答えをいただいております。

総合評価落札方式の対象を、現在、原則として 1 億円以上で行っておりますけれども、この対象金額についてどう思いますかということにつきましては、引き上げを望む意見が 65%、引き下げを望む意見が 8% ある。どういうことかと申しますと、現在の 1 億円以上を 2 億円以上、もしくは 3 億円以上というように限定的に行ってくれという意見が 65%。もっと下まで、あるいは原則すべてやってくださいという、引き下げを望む意見も 8% あったということでございます。

加算点につきましては、平成 18 年度、19 年度については 10 点で行ってまいりました。今年度は 20 点と 30 点について行っております。これについてお尋ねしたところ、より低い点数、つまり 30 点よりも 20 点、20 点よりも 10 点にしてほしいという希望がっております。

次に、加算点の配分割合についてお尋ねしました。

現在、施工計画を 4 割、配置予定技術者を 3 割、企業の評価を 3 割で行っております。これについては、施工計画の配分割合を低くすることを望む意見が約半数を占め、現在よりも減らしていただきたいというような意見が半数を占めたという結果があらわれており

ます。

20 ページ、簡易な施工計画、安全、環境、コンクリート品質の向上など課題項目についてお尋ねしました。

そうしたところ、3 項目よりも 2 項目、2 項目よりも 1 項目、より少ない数にしていたきたいと望む意見が多かったということでございます。

続きまして、簡易な施工計画の文字制限について。

簡易な施工計画については、600 字を限度としてお願いしております。これについてどうでしょうかというお尋ねでございます。

これにつきましては、現在の 600 字が適当であるという方が 7 割を占めた。多過ぎるという方が 17.8%。逆にもっと多くしてくれという意見も 1 割弱あったということでございます。

21 ページ、客観的評価項目。

企業の評価、配置予定技術者の評価。この 2 項目、客観的に決まるものでございます。これについてのお尋ねをしたところ、8 割の方から何らかの項目について不満の表明がっております。

特に多かったのは、①優秀現場技術者表彰、②配置予定技術者の資格、③優秀工事（企業）表彰、④社会貢献活動の実績、⑤従業員数で、こういったものの評価について不満が寄せられたということでございます。

下段の「特別簡易型」の導入について。

「特別簡易型」というのは、施工計画の提案を求めるのではなく、配置予定技術者と企業の施工能力、いわゆる客観的評価項目のみにおいて落札者を決める、そのような総合評価方式でございます。この導入についてのご意見をお伺いしました。

賛成意見が反対意見をやや上回った状況となっております。

22 ページ。総合評価方式については、常にオーバースペック提案が企業の負担になっているというような意見があるわけですが、施工計画に各企業が提案した内容について、その金額を当然のことながら加味して入札金額を決められましたかということについてお尋ねしたところ、しなかったというのが 6 割、加味したというのが 4 割という回答であったということでございます。

23 ページ、そのほかに自由意見を書いていただきました。

回答いただきました 159 企業のうち、109 企業から意見及び要望がございまして、制度

の改善を行って公平性と透明性を向上させてほしいと望む意見が多数を占めております。

一方、制度の廃止を望む意見が 11 企業（7%）から寄せられております。

制度の改善を求める意見は 107 企業からあつておりまして、対象範囲、加算点、評価項目、こういったことへの改善について主に要望されております。

✓ 公平性を求める意見としては、45 企業から寄せられておりまして、主なものとして、落札企業が偏っているのではないかとというのがございました。

透明性を求める意見も 20 企業から寄せられております。簡易な施工計画のご提案いただいたものを採点するわけですが、当該企業には公表しますが、他の企業については公表をしていない。だから、落札した企業がどういうことで評価されて落札されたのかわかりにくい。これに透明性がないのではないかとというご意見でございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

多田委員長：事務局から長崎県の総合評価落札方式の導入の経緯と、本年度も含めまして 3 年間試行をしてきた中での入札をしていただいている業者さんに対してアンケート調査をして、いろんな改善をしていく課題の整理という意味で、アンケート結果のご報告をいただきました。

今、事務局からご説明いただいたことについて、何かご質問なり追加の説明、コメント等があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

山本委員：長崎県とは関係ないんですけども、沖縄県の完成工事高営業利益率というのがほかの県と比べて異常に高い、2.03%。それは特別に何か理由があるんですかね。この議題とは関係ないんですけども。

福田課長：どうしてこういう数値になったのかというのが、私どもではわかりかねるところでございます。

山本委員：長崎県がマイナスということで、長崎県だけが突出して悪くなっているというのが気になるですね。

里委員：言葉の意味がわからないので質問します。

3 ページの事故発生件数の事故というのは、どういう内容なのかということ。4 ページの工事成績の成績というのは、どういうものを言っておられるのか、お教えいただきたいと思います。

多田委員長：事務局、よろしくお願いいたします。まず 3 ページのほうからよろしくお願いいたします。

福田課長：工事に伴って発生した、4 日以上 の休業を伴う事故ということでございます。

4 ページの工事成績につきましては、工事のできばえ、あるいは工事を進める上での法令遵守事項、プロセス等を総合的に勘案して 100 点満点でそれぞれの工事について評価をして点数をつけております。それが工事成績でございます。

茅田委員長：ほかに何かございませんか。

谷村委員： 16 ページの 1 企業当り落札件数。これは落札が決定したものとの比較ということで掲載されているんですが、この表と同じようには比べられないかもしれないんですが、落札件数ゼロというものを仮定したときに、参加した数も一つの参考として出してみるべきではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

福田課長：それにつきましては、今手元にございませんので、整理をして提示させていただきたいと思います。

茅田委員長：今、谷村委員からのご指摘の件は、次回ご報告していただくということでよろしいでしょうか。

福田課長：はい。

茅田委員長：よろしくお願いします。

ほかに何かございませんか。

泉田委員：21 ページです。上段の⑥従業員数というのは、何に対しての従業員数でしょうか。

福田課長：参考資料 1 「長崎県の総合評価落札方式」をご覧くださいと思います。

13 ページをご覧ください。下から 3 つ目に従業員数 50 人以上、50 人未満～30 人以上、30 人未満の 3 段階で、よりたくさん雇用を行っている企業をより高く評価しているものでございます。

筒井委員：落札率が低下すると事故が増加しておると。総合評価落札方式によるマイナス評価要素というのは一つだけ載っておりますけども、実施された総合評価による入札でマイナス要素の加点もされたんですか。

福田課長：工事後のマイナスにつきましては、死亡事故を起こしたものについてマイナス評価をしております、については現在まだ例がございません。

筒井委員：評価要素は死亡事故だけですか。

福田課長：死亡事故及び公衆災害。公衆災害と申しますのは、工事により第 3 者に被害を与えたもの。例えば、通行人にけがをさせたとか、平戸大橋に架設された電力で線を切って停電被害を起こした事がございました。そのようなものが公衆災害に当たります。

筒井委員：マイナス要素の評価は、あまり私は希望しませんけれども、新聞等を見ますと、あちこちの現場で事故がっております。大体、労基署あたりが労働安全先行で対応していると思いますけれども、そういった労基署と県との通常の情報交換制度というのはしかれていないんですか。

福田委員：私どもは、工事事故の防止につきましては労基署とともに努力をしているところでございまして、一緒にパトロールをしたり、当方の講習会に来ていただいたり、先方の講習会に参加をしたりしております。

労基署では、昨年末に百数十カ所パトロールをされております。そのうち、半数以上で法令違反があったということが12月25日に報道されました。そういうことについて、私どもとしても労基署に情報提供を求めて、どの現場でどういう法令違反があったのかということをお尋ねして、絶えず連携をとっているところでございます。

里委員：2ページ、3ページ、4ページ、5ページを通じてですが、表の読み方というのは、一般競争入札、いわゆる競争が拡大される中で落札価格は落ちましたよと、こういうふうに読んでいいんですね、単純に。そのかわり、一方では、裏側では事故が発生したり、工事の質が落ちたり、あるいは建設業者の方の経営状況が厳しくなったりと、こんなものが生まれていますよと、こういう単純な読み方でよろしいのでしょうか。

福田課長：直接これがそうなんだと言い切れるものではないと思いますが、やはりそういうことも一因ではないかと。価格競争になりますと、品質確保にかかわる技術経費でありますとか、安全確保に対する安全経費、そういったものへのしわ寄せが及んでいるのではないかと、いうふうに私どもは判断をしております。

夢田委員長：ほかにございませんか。

牧野委員：6ページと8ページの関係がもしおわかりになれば教えていただきたいんですが、6ページを見ると、鹿児島県、熊本県、福岡県さんなんかは落札率がそれほど低くなく、かつ工事費の利益率がある程度確保されている。沖縄を除きますと。それと、8ページの総合評価制度を導入したものとの関係とかがもし分かればと思って。何か相関があるのかなあという感じもしますので、特に福岡県さんなんかは、すべて総合評価制度5千万円以上に適用しているというところから、何となく関係があるのかなと思ったんですが、もし何か分かれば教えていただきたいと思います。

田中次長：6ページは18年度でございまして、8ページは20年度の状況がどうでしょうかということで、2年ほど差が出ておりますので、8ページの状況は落札率との関係とかそこら辺

はまだつかんでおりません。

茅田委員長：ほかに何かご意見等ございませんか。

総合討議もやりますので、もし特になければ、続きまして、「2 関係団体意見聴取」に進みたいと思います。

それでは、まず、長崎県建設業協会の代表の方からご意見を賜ればと思います。

お手元にお配りしています資料2をお使いになってお話があらうかと思っておりますので、ご準備いただければと思います。よろしくお願いいたします。

長崎県建設業協会：長崎県建設業協会副会長の津田でございます。資料をもちまして説明させていただきますので、着席させていただきます。

資料2の1ページが我々業界の現状・問題点・要望、2ページが総合評価落札方式における現状・問題点・要望、2つに分けてご説明させていただきます。

まず、1ページと4ページのグラフでご説明いたします。

私どもの公共事業が大幅に削減されて非常に厳しい状況になっているということは、皆さんもご承知かと思えます。4ページのグラフの上の段の左側、1998年と2007年を比較しております。折れ線グラフが土木工事です。

土木工事は、この9年間で60.8%減っております。建築工事は69.5%減っております。このように非常に厳しい状況になっておりまして、どういったことが起きているかということでございますけども、当然、受注のバランスが崩れております。許可業者は約10%ぐらいしか減っておりません。そういうことで過当競争になっておりまして、問題点の中にも書いておりますけども、すべてが最低制限価格ぎりぎりでの受注ということで、利益の確保が困難となっております。

表の上のほうに営業利益率の悪化ということがございますけども、2000年と2007年を比較しております。2000年は土木・建築総合建設業で1.81%営業利益があったのが、2007年度は0%、土木のほうでいけば1.73%あったのが-0.4%、建築では0.87%あったのが0.11%というふうに大きく悪化しております。これは2007年3月でございますから、2009年3月ではこれ以上に悪化しているということは間違いございません。

問題点の2つ目、どういったことが起きているかということでございますが、金融機関の貸し渋り。銀行も商売でございますから、受注がない会社、仮に受注があっても利益が出ていない会社、先の見通しがいい会社には、当然貸しません。そういうことで、各社とも運転資金の確保が困難になっているということでございます。倒産、廃業が続出しており

ます。

4 ページのグラフの中にございますけれども、全体の倒産のうち、建設業は 46.5%、約半分以上が建設業で占めているわけがございます。例えば、協会員も平成 10 年のピーク時には 790 社おりました。それが現在では 429 社まで減少しております。特に、この 5 年間は 1 年に一気に 45 社が脱退して、そのほとんどが倒産ということになっております。そのことによりまして、地域における雇用、経済に対する影響も大きなものがございます。同じくグラフの下の方の右側、「就業者数の減少」というグラフがありますが、1996 年から 2006 年の 10 年間で就業人口が 32.9%減っております。全就業者数に対する割合も 2.9%減っております。このように、公共事業の減少が地域経済へ大きな影響を与えているということがわかるかと思えます。

3 番目に要望でございますけれども、これは県ご当局に対する要望でございます。利益・品質・安全の確保ができる最低制限価格の設定をお願いしたいということでございます。

現在、長崎県の最低制限価格が全国でも最も高いほうに位置しているということは私どもも承知しておりますけれども、100 年に 1 度の大恐慌と言われております。こういった経済情勢、また長崎の場合は全国でも労務費が一番安いということもございます。こういったことも考えていただいて、試行でも結構でございますので、ぜひ最低制限価格を上げていただきたいという要望でございます。最低制限を上げていただければ、私ども労務費へ添加することができるのではないかなと考えております。

それから 2 つ目、金融機関への指導。これは大変難しい問題だと思うんですが、100 年に 1 度の大恐慌でございます。公共事業で雇用の問題、地域経済に対する波及化の問題、こういったことを考えていかなければいけない状態だと思います。そして、予算は通っておりますけれども、補正予算の問題とか話が出ております。こういった問題をぜひ行政のほうから金融機関へお話をさせていただいて、これから公共事業はこういうことで増えますよという話をさせていただければ、銀行の対応も少しは変わっていくんじゃないかと思えますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2 ページの「総合評価落札方式における現状・問題点・要望」でございます。

現状と問題点につきましては、私どもの側面から見た現状・問題点でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

まず第 1 点目の、工事の難易度ではなく、予定価格で総合評価落札方式の対象が決定さ

れているということでございます。

これは、先ほどお話がありましたけれども、現在、1億円以上を原則として対象とすると。それ以下でも、未満でも技術力を要する工事については対象とするということにされております。それから、私ども従来、一般競争入札の場合にはクジによる落札ということで、これではたくさん雇用している会社、健全な会社が先に倒れてしまうということで、ぜひ総合評価落札方式を導入して進めていただきたいという要望をした経緯もございます。しかしながら、現在、結果が出てみますと、やはりほとんどの場合が最低制限価格ぎりぎりの落札ということであります。そしてまた、価格と品質を総合的に考えて決めていくということでございますけれども、どうしても加算点が落札を左右しているという現状でございます。そのことによって落札の偏りが出ているということでございます。こういったことが現状じゃなかろうかと思えます。

ここに書いていますが、「適用が望ましい工事として、技術提案を評価することによって相当程度の性能、機能等の向上が期待される工事とされているが、県における実際の適用はどうか」ということですが、委員の皆さんにはわかりにくいと思いますが、国交省が出している総合評価落札方式活用ガイドラインの中に記載されておまして、こういった工事を地方公共団体においても対象としたらどうかということでございます。これは委員の中で検証していただきたいと思えます。

それから、「最低価格との逆転は、県民にとって利益となるのか疑問」。このこともぜひ検証していただきたいと思えます。

先ほど言いましたように、最低価格ぎりぎりでの落札でございまして、「技術者の確保・技術の継承・設備の更新が出来ず、品質の確保に対して先行きが懸念される」。このこともよろしく願いいたします。

それから、「受注業者の偏りが見られる」。このことも大きな問題だと思います。

続きまして、委員の皆様に対する要望でございます。

第一番目に、県民に対し良い品質の構造物を提供し続けるため技術と経営に優れた企業の確保ができるようにしてほしい。

災害発生時に直ちに対応し、県民の生活・安全を守ることができる業者数が確保できるようにしてほしい。

下の4点は具体的な項目でございます。

適用工事は、金額の多寡ではなく工事の難易度で適用してほしい。

具体的に申しますと、総合評価落札方式というのは、公共工事の品質確保が目的であるわけですが、そのために発注者側も私ども参加側も多大な費用と労力と時間をかけております。また、この制度が価格と品質で総合的に優れた調達であるということから、品質向上分にも価格を上乗せして契約することが可能な制度だろうと思うんですね。したがって、品質について高く買う必要があるかどうか重要であって、例えば、一般的な道路改良であれば、一定レベル以上の業者が施工すれば、必要な品質というのは仕様書等に従い確保することができると思います。総合評価落札方式で調達して、あえて高い価格を支払う必要もないのではないかと思います。そうすれば、発注者側も入札参加者側も入札にかかる負担がなくなるという問題も出てまいります。

したがって、適用は高度な技術を要する難易度の高い工事のみとしていただきたいというのが具体的な要望でございます。

それから、受注業者の偏りがないようにしてほしい。これは、総合評価落札方式でございますから、当然偏りがあると思います。ここでの意味は、極端な偏りがないようにしてほしいという意味でございます。

それから、価格と品質のバランスがとれるようにしてほしい。これは、価格及び品質が優れたものとの契約となっておりますけれども、どうしても現時点では品質にウエートを置き過ぎて、価格による競争があまりなされていないという傾向があると思いますので、この辺も価格と品質のバランスがとれることを、難しい問題かと思いますが、考えていただきたいと思います。

施工計画の評価方法。これについてはアンケート結果でも出ておりましたけれども、非常にわかりづらいということで不満が大きいものの一つでございます。施工計画をつくるにあたって、机上でやるんじゃないんですね。現場を見に行きます。1人だけじゃなくて何人かで見ます。近い現場だけじゃないです。遠い現場もあります。長崎の場合、離島もありますし船で行ったり、飛行機で行ったりする場合があります。そして、相当時間をかけて検討して、これがベストだと思う提案を出します。その結果、自分たちが思ったような評価をしていただけない。何でそういった点数になったかわからないということで不満があるんだろうと思います。

そういうことで、自社分についてはぜひこういう理由でこういった点数になったんだという説明をしていただければありがたいと思います。こういった問題もぜひ、委員の皆様の中で検討していただきたいと思います。

まだほかにもたくさんあるんですけども、時間がございませんので、主な要望だけ挙げさせていただきます。

いずれにしても、それぞれの地域で数社が生き残るのではなく、地域に必要とされる、業者数を維持できる制度内容を構築する必要があると思われます。委員の皆様におかれましては、大変な作業になるかと思いますが、ぜひ業界健全化のためにご努力をお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、私どもの説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

夢田委員長：それでは、引き続き長崎県港湾漁港建設業協会からご意見をいただいて、あわせてご質問をいただくことにしようと思いますので、長崎県港湾漁港建設業協会の代表の方、ご意見をお願いいたします。

長崎県港湾漁港建設業協会：長崎県港湾漁港建設業協会副会長の山口でございます。

建設業協会と重複するところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

第1番目といたしまして、会員企業の特徴・現状等についてですが、海上工事という特殊性もあり、会員は護岸工事・防波堤工事・漁場整備（漁礁）工事等の海上工事に従事する業者でございまして、施工に不可欠な「船団」を保有・維持をしております。

会員1社当たりの海上工事の平均受注額は、平成10年度には12億円ほどございましたが、19年度には3億9,900万円と32%になっておる次第でございます。

作業船等の設備投資費用にも、実働可能な船団を維持していくためには、定期的な点検・修理・船員の雇用・船舶保険・係船料・固定資産等に毎年数千万から億単位の経費が必要でございます。少なくともこれらの経費をある程度の工事量で確保しなければ船団の維持は大変難しく、事業量の減少に伴い、どの会員さんも限界にきているというのが現状でございます。

会員数は47社でございまして、長崎県の土木一式工事のAクラス業者が約90社いる中、その中でもトップクラスの企業が多く、離島等の地域経済の雇用に少なからず影響を及ぼしているのが現状でございます。そして、総合評価落札方式に参加する会員会社の半分以上を占めているのが現状でございます。

総合評価落札方式における海上等の応札・落札状況についてご説明いたします。

Aクラスの業者40社のうち1回以上入札に参加した会員は33社、33社のうち1回以上落札した会員は12社でございます。

その中で問題点といたしまして、落札業者の偏りがございます。件数が少ないので一概には言えませんが、4件落札している企業が2社いる反面、15回以上入札に参加しても落札できない企業が5社おります。1点を争う総合評価方式での当然の結果でございますが、それほどの差が企業にあるのか。完成品の品質等にそれほどの差が生じるのかというふうな声も上がってきております。

そのため、総合評価方式の目的等を損なわないように検証しながら、落札機会の拡大や業者間のすみ分けに向けたマイナス要素の加味の仕方も、このような形で議論の検討の対象にしていいただければと思っております。

2番目に、最低制限価格での落札でございます。24件すべての工事が85.5%前後で落札をしております。総合評価方式の導入過程を踏まえれば、適正価格の受注が期待できますが、現実的には工事量と業者数の需要のバランスの均衡や、業者間のすみ分け等が進むまで最低制限価格を目指した競争は今からも続くものと思われまます。そのため、この委員会とは直接は関係ございませんが、ぜひとも先ほど建設業協会からも言われたように、最低制限価格の早急な引き上げをお願いしたいと思っております。

続きまして、3番目に加算点と価格との関係でございます。24件中23件は、応札額の価格差を加算点で逆転しております。総合評価方式は価格プラス品質の競争ということでございますが、応札額が最低制限価格にどうしても張り付いているために、価格の要素が入り込む余地が極めて少ないのが実態でございます。その辺も含めてご検討いただければと思っております。

透明性の確保とオーバースペックの問題でございますが、加算点に占める割合が大きく、評価の過程基準がわかりにくい施工計画の部分でございます。先ほどから協会からも説明がありましたが、評価の結果を通知していただければ、そのような不信は一掃される要素はあると思いますし、また、入札参加者のさらなるこれからの創意工夫を促すことになると思っております。

また、加算点次第ということであれば、当然オーバースペックが慢性化することになり、全国的にも大きな問題となっておりますが、やはり発注者と受注者との間での共通認識が今から蓄積されて、一緒に研究していただければ、こういうふうな問題も少しずつクリアしていくのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

地域性の問題といたしまして、地域性の強化により落札業者が管内という形の業者に絞られてまいっております。しかし、陸上工事に比べまして、海上工事の事業量の減少幅が

大きく、また、将来、先細りが予想されておりますので、現状、地域性の強化というものに関しては賛否両論が存在しているのが現状でございます。また、事業が偏在しているために、地域性の強化は事業量の多い地域へ本社移転を加速させて、各地区に一定の業者を残そうという意図に反する結果にもこれからなるのではないかと考えております。

保有している作業船等の評価についてでございますが、災害復旧等、安心・安全のために各地区に出動可能な作業船が必要であり、評価項目にこれを加えていただいたことには、協会としても大変感謝している次第でございますが、今のペースで事業量が少しずつ減っていけば、我々複数の船団の保有は本当に困難であり、事業量に応じた見直しが必要ではないかと考えられます。

最後になりますが、検討にあたっての視点ということで、総合評価落札方式につきまして、会社の規模や地域等の利害の相反する部分が多いため、例えば対象工事にしても縮小してほしいという意見、また拡大してほしいという正反対の意見がありまして、協会としても今検討を重ねているところでございます。

それと、総合評価方式は、淘汰が避けられない中での業者を選別するふるいの役割を果たすことになるのではないかと思います。最終的には、よりよい施設づくりにはどういう業者が必要なのか。また、地域の経済・雇用及び安心・安全をどう守っていくのか。ひいては、どうすれば県民のためになるのかという視点を踏まえまして、このシステムを見直し、また構築していただけたらと思っておる次第でございます。

以上でございます。

ありがとうございました。

夢田委員長：今、関係団体のご意見をお聞かせいただいたんですが、まず、2団体からお話しいただいたことについて、ご質問なり、もう少し追加説明を求めたいなど、何かございましたら伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

里委員：僕は経済界の代表として出させていただいて、銀行に勤務しているんですけども、業界が大変厳しいというお話をされました。そのことで補足的な説明になるのかもしれませんが、どの業界も大変厳しく、また倒産の比率も高くなっているというのが実情です。

その中でも、先ほどご説明がありましたけども、建設業界については特に厳しい。地方はより厳しいと、こんなふうに言っているのかもしれませんが。その要因を見ますと、大きくは2つあります。

1つは、量が少なくなっている。受注量が少なくなっても貸し出しがあればいいじゃな

いかと、こういう議論があるわけですけども、貸し出しがあったにしても返済をする量が足りないわけですから、いつかは破綻する。こんな状況が続いているんです。

もう1つは、個別の受注したものが事業として成り立っているものが少ない。個別に見てみると赤字で、現場にいるときに赤字受注はやめなさいと言っていましたので、結構そういうものが多いのも実情です。先ほどの業界の方の説明の中でそういった数字も出ておりましたけども、そういったものを踏まえて制度の改定というものも考える必要があるなというのを改めて感じました。

一方では、業界ご自身も今随分やっておられますけども、経営体質をより強化する。業界全体がそのまま同じ数で生き残っていくというのはこれから先難しい。これは建設業界だけの問題じゃないわけですから、そういうことも頭に置いて経営努力をよりされることと、同時にこういうご時世の中で、食品の表示の問題がまさにそうですけども、時代が変わって、例えば、談合とかというものは絶対許されない状況になってきているということも頭に置いて、業界での自浄作用をより強めていただく、これも必要なのかなと、こんな気もいたします。

実際、金融に携わっている立場として、貸し渋りとか貸しはがしとかというお話がありましたので、あえてコメントをさせていただきました。

以上です。

夢田委員長：ほかに何かご意見ございませんか。

原田委員：これは前の入札監視委員会の意見交換会のときに出されていたんですけど、長崎県の場合には最低制限価格は九州の他県に比べて高いんですよ。ところが、鹿児島なんか75%ぐらいだったか、確かな数値は覚えてないんですが、にもかかわらず、6ページの資料を見ると、鹿児島の落札率が95.6%で高いんですよ。ところが、長崎県の場合には限りなく最低制限価格をわざとねらってるような入札になっているという実態と、なぜそういうふうになっているのかというのを業界のほうで分析されているのかどうか、お聞きしたいと思ったんですけど。ただ、そこが分析されなくて最低制限価格を上げてくださいます、私にはピンとこないんですね。その理由を少し明確にしていきたいということでお尋ねしています。

夢田委員長：いかがでしょうか。

原田委員：今後の議論かもしれないんですが、その辺のところを……。

夢田委員長：もし検討されていればお答えいただいて、そういうご意見がございしますが、いかがで

しょうか。

長崎県建設業協会：各県の落札率については、ちょっと私どもじゃわかりかねますね。これはおそらく県のほうでもわからないと思うんですけどね。

夢田委員長：原田委員からご指摘があったことについては、今即答が無理であれば、またご検討いただければということでもよろしゅうございますか。

原田委員：今後の議論にも関係あるのかなと思うんですけど、そこで出させていただきました。

夢田委員長：ほかに何かございませんか。

特になければ、ご発表いただいたことも絡めながら、最初に申しましたように、総合評価方式を試行的に3年間やってきた中でいろんな課題が見えてきたということで、そういったものの課題の抽出と、それから制度改善に向けた提言みたいなものがこの委員会に課せられた使命だと思いますので、今業界のほうからのご要望、あるいは2団体のご意見に対して里委員から、銀行におられる立場からのコメントもございました。ざっくばらんにご意見をいただきながら、課題なりいろんな問題点の洗い出しをしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。何かご意見があれば承りたいと存じますが。

牧野委員：コメントに近いんですけども、先ほどの建設業協会の方の資料の4ページを見ますと、公共工事の縮小というのが大体この10年間に6割ぐらい減っていると。従業者数を見ますと3割ぐらいしか減ってないということを考えますと、賃金に大分影響を与えてきているというのが現実なんですかね。私どもの工事の内容を見ますと、大体、建設産業の場合は3割が労務賃です。サービス業に近い産業構造というか、労働集約的な業種であるということから、雇用に対する影響が非常に大きいと思っています。

そういう意味で見ますと、人を切らずに賃金を減らして頑張っておられるのかなという感じがするんですが、実態は、大分労賃に厳しい状況にあるんでしょうか。

長崎県建設業協会：労働者の問題ですか。

牧野委員：はい。

長崎県建設業協会：これは2006年のデータですから、2009年はおそらくもっと減っていると思うんですね。実際職人さんも減っております。それから作業員も減っております。どうしても、こういった建設業界が厳しいということで、ほかの産業に移られた方も多い部分もあります。

牧野委員：8%の就業者の率ということを考えますと、多分長崎県で一番労働者を抱えている産業かと思います。おそらく製造業の中で造船が次ぐらい、同じ8%ぐらいかなと理解してい

るんですが、そういった意味では、この不景気の中、今後雇用を確保するという意味でもある程度のサポートというか、何らかの方策を考えていかないといけない数字かなと思って見せていただきました。

そういった意味で、建設業の方々には頑張っていただかないといけないんですが、先ほど里委員からもありましたように、経営の合理化とか、談合は絶対にやらないといったようなことを考えていくと、どういう制度がいいのかといった議論はやっていくべきかと思っています。

かつ、先ほどの要望の中でよくわからないのが、受注業者の偏りというのが、総合評価をやったときに頑張って技術提案をしたところがとるというシステムなので、頑張ったところがとっていることはいいことなんじゃないかなあと、逆に私なんか思ったりするんですが、あとは地域バランスですね。建設産業の役割というのは、災害時のいろんな活動をやっているというように当然ありますから、ある程度地域に建設業がないと、災害のときに対応できないんですね。そういう意味でも地域性、いろんなボランティアをやっているようなところもありますから、地域性はどこかで加味しないといけないと思うんですが、ある程度の偏りというのは、先ほどの経営の合理化とか、技術力を上げていくという観点からはいたし方ないのかなあと私自身は思いました。

茅田委員長：今、牧野委員からそういうご意見が出ましたが、いかがでしょうか。両団体の代表の方は偏りがあると、あるいはアンケートの結果でもそういうお話が出ておりますけども、その点についていかがですか。何かご意見があれば。

牧野委員：今後の論点ということですね。そういう競争性の確保と偏りと、どこまで容認できるのかというのが今後の議論の論点になるのかなと思いました。

茅田委員長：座長をしている人間がしゃべるのはよくないんでしょうが、私も今回委員を仰せつかったので、長崎県ではありませんが、大手の建設業、ゼネコンの友人にいろいろ話を聞いてみると、国土交通省が総合評価方式を入れることによって、それぞれプロジェクトチームを、大手だからできるのかもしれないんですけど、試行の段階からトライしてみて、何で失敗したか、あるいはなんで成功したか。そういったものはオープンになっている範囲の中で自分らがデータを集積して行って、次に同じようなのが出たときには、なるだけ成功したとかしないとか、そういう事例を集めているというようなことをやっているみたいですね。

ですから、私自身も、今日はそこに3名ほど来ておられますけれども、おもしろおかし

く新聞に書くのは結構なんだけど、実態は、先ほどの 12 件とった会社というのは、そういうものを試行の段階からいろいろデータを取り集めて、それなりに分析をなさっている可能性もあるんじゃないかなと私は思っているんですね。それが里委員が言われた、ある意味、会社の経営努力なんじゃないかなというふうに思います。

ただ、一方で、牧野委員が言われたように、私も社会開発工学科というと土木なんですけども、こういったものは災害時にいろんな力を発揮するというものがありますので、地域性というのは重要なんだろうなあという気はします。

ちょっとしゃべり過ぎましたが、そういう意味では、本来の趣旨からいけばそれなりの努力をされているところがとるのは、当たり前なんじゃないかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

牧野委員：コメントになるんですけど、競争性の確保というのが重要なキーワードになっているんだと思うんですね。ただ、我々、建設産業というのは普通の製造業と違って特殊な産業でして、全くの請負業。製造業の場合、物がありますので、これを幾らで売るかという価格競争というのは、原価がわかっていますからよくわかるんですけども、我々の場合は全くないものをお宅にお願いしますよということから、過去の実績で評価せざるを得ない、そういう産業構造なんですね。

今まで何をやってきたかという、過去、良く作った会社の実績とか全部調べまして、10 社とか 5 社とかから選んで、あそこの会社とここの会社はこの工事は得意なので 5 社に絞って、そこから価格競争をやってきたと。指名競争入札制度を我々ずっととってきたんですけども、その中で先ほど里委員からご指摘がありましたが、談合とか、5 社がわかるので、5 社が話してしまったら入札価格幾らで今回はお宅がとりましょうねというようなことができる仕組みだったと。それはやはり、これからちゃんとした競争をやりましょうという決別を我々もしておりますので、一般競争入札に移っていく。

一般競争入札になると、最低制限価格というのはこれ以下の金額になりますと、我々積算してみると絶対物ができないという金額でございます。大体 80% から 85% の間ぐらいかなあと思っております。それ以外になると失格なんですね。物ができるはずがないということで失格になる。なので、今、最低制限価格ぎりぎりの線で皆さん金額を入れて、結局そこにはりついてしまうという実態が起こっていると。それで何が起こるかという、検査をすると品質が非常に悪い。先ほど言ったように、安全管理とか労働者への賃金へのしわ寄せが起こるというようなことから、いいことは全くないと。それを何とか改善しま

しょうというのが、今回の総合評価落札制度。

そこで品質の競争をやっていただけませんか。労働者の安全の確保をこういうふうにするということをちゃんと書ける会社に、そういう競争の項目を入れましょうということで、そういうのを総合的に評価するということでやってきているので、私どもの直轄も3年間ずっと試行をやってきました、事故が減ってきています。品質が非常によくなってきているというような実態がありますので、ぜひそういう意味でのバリエーションをうまく使っていただいて、建設産業の特殊性を何とかクリアできないかなというような議論になるのかなと思いました。

茅田委員長：ほかにご意見いかがでしょうか。

里 委 員：今後の議論の材料としてですけども、先ほどの県の方のご説明の資料の6ページとか8ページ、どなたかおっしゃっていましたが、新しい制度をつくっていかうとするとときに、どうしてもどの制度がより適切なのか、あるいは合理的なのかという判断というのは推測の中でしかできない。どちらかといえば、ある制度をつくったらそれを運営して、3年たってみてその適切性を判断し修正する。こんなのが一般的なんだろうと思いますね。

そうすると、九州各県でいろんな試行を、全国的にもいいですけども、試行しておられるので、その制度と、ここにある6ページの落札率、あるいは業者の方の利益率とか、あるいはそのほかの制度をつくるにあたっての必要な材料というものをより多く集めていただいたら、議論の参考になるのかなという気がいたしますので、こういう資料は集めにくいというのはわかりますけれども、可能であれば可能な限りお集めいただいたら助かると思います。

もう1点ですが、今後の議論のたたき台にということで。先ほどから業界の方のお話があつていますが、その中で幾つか要望があつております。問題提起というのか。その中で、しからば業界の皆さんでこういうふうな制度に変えたら、より納得性が高い、公平性が高い、こういうものをお持ちなのか。もしお持ちであれば、具体的にこういう数値を置いたほうがいい、こういう組み合わせがいいよというのがあれば、それをたたくとより実態に近づいた制度が作りやすいかもしれないなという気もします。

業界の中もたくさん、大・中・小、あるいは業種の中身については広いでしょうから作りにくいかもしれませんが、もしあつたら出していただいたほうが、こういう議論の場で参考になると思います。

茅田委員長：里委員からご意見が出ましたが、いかがですか。

泉田委員：今の里委員の関連ですが、業界の方が先ほど、評価の結果についていろいろ教えてほしいということをおっしゃったんですが、端的に言えば、県のほうとしては評価点の公表をしておりますよね。また、先ほどいただいた資料の 11 ページには、加算点の配分の一覧表もありますし、この中においては文章で記述する、制限のある文字数で記載する内容もございますしね、こういうところを見て、公表された内容を見て、自社としてどういうふうな面に努力せんといかんかなど、技術力の研鑽なんていうこともやっていくんでしょうけども、そういったところで公表というのは、ある程度透明性があるんじゃないかと思うんですけどね。もっと突っ込んで言われているのは、どういう内容を書けばいいのかとか、そういうところをお知りになりたいんですかね、どんなところなんだろうかと、具体的に。総体的なものは示されているわけですから。

伊田委員長：今、泉田委員からそういうご質問がありましたが、事務局、総合評価落札方式に応募された方に対してどういう形になっているか、正確に説明していただいてからの議論がいいかと思いますので。

福田課長：参考資料 1 の 21 ページをご覧ください。

この表は、12 社が参加されまして、落札決定に至るまでの経過ということで、入札後に閲覧方式で公表しております。

ここでいきますと、予定価格を超過した方、あるいは最低制限価格を下回った失格の方を除きまして、それぞれ施工計画 12 点満点で何点であったか、配置予定技術者の 9 点満点で何点であったか、企業の施工能力が 9 点満点で何点であったか。そして、合計の評価点、加算点の合計。こういったものについては発表しております。

なお、各企業の提案されたものについて、どういうものが評価できて、どういうものが評価できなかったかということについて、そのところが不透明でわかりにくいということでございますので、各企業から問い合わせがあった方についてはお答えをしながらということで私ども指導しております。ただし、他の企業の提案について発表することは、各企業のノウハウ、知的財産でございます。この分については企業秘密として公表すべきでないということを閣議決定されているものでございまして、私どもは他社のものについて発表はできないということで取扱いをさせていただいております。

なお、その分について、例えば、たくさん落札されている方についてはどういう提案なんだろうかということでお知りになりたいというお気持ちはわかりますが、いわゆる知的財産ということで発表は控えさせていただいております。

以上でございます。

夢田委員長：今ご説明いただきました21ページについて、確認ですが、例えば、2番の会社の方が1番の会社の点数も、この表はオープンになるわけですか。

福田課長：これは全部オープンでございます。

夢田委員長：わかりました。

福田課長：その中身を発表していないんですね。12点になった中身、6点になった経緯というのは発表していないということでございます。

泉田委員：それを明記されているわけですから、今おっしゃったようなことを十分業界の方はご理解、私は聞いとして、理解されているのかなと思ったものですから。失礼ですけども。

谷村委員：私の所属している団体、あるいは業者としては当事者であり、あるいはここでは委員として考え、発言しなくちゃいけないということで、なかなか発言しにくいところがあるんですが、先ほど総合評価というのはもともと、一つの見方としては選別方法です。上・下、強・弱というのを一つの方法によって選別しているというやり方とも言えるわけです。確かに牧野委員、委員長がおっしゃるように、一つの頑張り、あるいは優れた会社は一つの偏りと言いましたが、当たり前といえば当たり前。あるいは、もう一つの経済原則に従って、需給バランスとあわせてそういう結果になっているということも当たり前なんです。ただ、先ほど言いましたように、一つの選別方法であるからには、何とか勝とうということで、さまざまな努力をするわけです。品質を上げるための努力というよりは、この入札方式で勝とうとするためのいろんな方法論とか、そういう面にどうしても陥りやすいという面もあります。

その中でやはり、今、私たちがこの委員会でお願したいのは、細かないろんな制度的なものも最後には出てまいるかと思うんですけども、この法律が目指した当初の価格と品質の総合的な評価といいますか、優れたものという中で、価格とは何かという考え方ですね。値段の多寡ではないということは当然わかると思います。いろんな意味合いがありますから。品質とは何か。いろんな品質があります。

もともと総合評価入札時に提案したりするような品質というのは、企業能力とか配置する人間の能力は別として、施工計画とか技術提案に類するものというのはバーチャル、まだやってない、こうやりますよというものです。そして、これは必ず将来蓄積されて、全体としての工事のスペックが上がっていくとか、施工している業者の施工能力が上がっていくということにつながらなければならないと考えているんです。ところが、現実にはど

うということが起きているかという、先ほど言いましたように勝つための方法ですから、皆さんそれをオープンにしないわけですね。

先ほど質問の中で、泉田委員のほうからありましたけども、わかってるんじゃないかと。確かにわかっているんです。でも、わからない部分は自分のテーマとして、勝つためのテーマとしてオープンにしない。オープンにされるのを嫌がるというデータも出ているんですね、入札結果の。つまり、自分の手札としてとっておいてやる。聞くところによりますと、事前に入札のために質問が各社これまで総合評価の前にはやっていたんですね。品質を変える、物を変える、あるいは安全管理の方法を変えると、設計変更の対象になりますか、なりませんかということを事前に聞いていたんです。ところが、最近聞きますと、皆さん質問が減っているんですね。

なぜかと言えば、それは各社が競争するための、勝つための手段としてとっておくので出さないんですね。というのは、結果的にどうなんでしょう。品質ということに対しても、能力ということに対しても、将来につながるようなことにはなっていないんじゃないかと。一回一回の手札として使われているような側面というのが出てきている。これはある意味よくないなと思っております。品質についても、確かにいいものが出来上がっている。これは事実でしょう。ただ、私たちが指摘したいのは、今はそうなんですね。あるいは、できた一品、一品はそうなんです。ただ、どうやらいろんな環境がよくなっていく、各社利益が出ないということになっていくと、将来的にそういう品質を保全していくような技術者とか技能の継承とか設備投資ができなくなってくるので、将来に対する品質不安というのが一方で大きくなってきているんです。

こういうこともあわせて、今回の会議は3回あると聞いておりますけども、本当の意味での価格とは何か、価値とは何かという形で深めていければなど思っております。

夢田委員長：私も総合評価の委員会に最初から携わっている人間として、全く同感でございます。おっしゃったようないろんなノウハウの蓄積と、将来にわたって品質の確保ができるような、技術者も含めて育てていかなければいけないということは、全く同感でございます。ですから、3年間試行した上で改善していくべきだということでこの委員会を設けられたと私も考えておりますので、その点は全く異論ございません。

いろんな制度の改善の中での評価点の話もあるでしょうし、あるいは公平性を求めるのにどうしたらいいかと。例えば、先ほどの泉田委員からの意見があったことに対しては、私も当初から委員会の中で、ある程度試行だからお手伝いしますと。本当になったら私や

めますと言っているんですね。

それまでノウハウを蓄積して、今の話ですけども、手札にとっていくということではなくて、全体がレベルアップするために、一度どこかで、守秘義務があるというんじゃないくて、こういう工事、工種に対しては、こういう提案があったときにはこう評価されたとか、講習会みたいなことを一遍やるべきだというのは最初から言っていますよね、嫌がられているんですけども。全体のレベルアップが大事なんじゃないかなという気がいたします。

それから、私が言うのもおかしいですけども、谷村委員が立場上言いづらいところでかなり言われましたので、私の立場上言いづらいことはいっぱいあるんですが、団体の方からお話があったように、今1億円以上に適用されているんですが、適用する工事を選別する必要があるんだろうなという気がするんですね。いつも同じことを言うんですよ。細かな話はオープンになっていないのかもしれないかもしれません。私は委員会に出て、例えば評価項目に関して議論するんですけども、「あっ、これ、何を評価するの？」というのものもあるわけですね。だから、やっぱり1億円でぱっと線を引くというのはよろしくない。そういうふうなことの意見をまとめていくべきなんじゃないかなという気がします。ですから、業界さんのほうからご意見がありましたが、工事の難易度というものについて適用するというのも、改善としてはあるのかなというふうには思っておるんですがね。

私一人でしゃべるのはよくないので、何かご意見があればお願いいたします。

牧野委員：今のお話を聞きまして、おっしゃることはよくわかることも多々あります。やはり話を聞いていますと、我々が検査に使っている審査項目というのが今あそこにちょうど出ているんですけども、あの中身の適用するタイプが1億円というお金で切っている部分がいいのか。特に、皆さんが一番悩んでいるのが、施工計画というところですよ。あれが600字でいろんな技術提案を書かないといけないという部分に大分労力がかかっているお話は私どももいろいろ聞いておりますし、審査する我々の労力もすごくかかっているという、お互い泣きながらやっているような作業なんですけれども、ただ、私ども3年やってきますと、施工計画の書き方が大分レベルが全体的に上がってきています。たた、直轄の場合は結構大きな工事ですので、それなりのコストをかけられる部分が多々あるのかなと。なので、そこまで書かせる工事なのかどうかという部分ですね、もうちょっと省略してもいいんじゃないかという部分は、工事のタイプによって使い分けるといようなことをやらないと、お互いむだな労力を使ってしまう部分があるのかなと思います。

それと、あと業者の偏りという観点は、うちの項目にはないんですけど、検査のところ

で、地域の工事实施体制拠点とか、県の場合は災害が起こりやすい土地柄の件ですので、地域ごとにそれなりの企業さんがないといけないということから、そういう項目を入れて、業者の偏りをなくそうとしているのかなと思っておりますので、その辺の使い方が適切であるのかどうかとか、そういった点はちゃんと今回の検証のテーマにすべきなのかなと、今のお話を聞きながら思いました。

谷村委員：今日の中にはほとんど出てない話なんですけど、実は私、国交省の全国の総合評価の落札検討委員会にメンバーとして入っているんですが、その中で実は大きな問題になってきたんですが、先ほど私は、1件とったところは何社とか、何件がとったところが何社という県のデータがございました。あのとき、ゼロの会社がどれくらい。入札の参加した人の延べ人数になってくると思うんですけども、何社いるのかということを知りました。

何のためにそんなことを聞いたかという、実は、国交省で言う、今で言う簡易型、あるいは特別簡易型、あるいは県の簡易型ですか、この入札方式で皆さんが一体どれくらい費用を使っているかというデータが全国のほうでは出ております。一番簡単なもので、平均して50万円かかっているんです。一番多いのは15万から25万が多いんですが、平均すると50万かかる。県の場合今のところあまり出ていないんですが、標準型に至っては150万から250万かかっているのではないかとわかっております。

先ほど50万と言いました。つまり、さっきの表の中で決まった件数に対して何社参加しようと、決まるのは1社ですね。すると、あとの人は全部、その50万が飛ぶわけですね。つまり、これをどう見るかです。何らかの勉強代と考えるのか。当然の営業経費と見るのか。社会的損失と見るのか。こういうことです。実は非常に大きいのではないかと。1件50万です。10回参加すれば500万。大変な数字ですよ。やはりこういうこともあわせて今回のこの委員会では、最後には考えないといけないのかなということも考えております。

夢田委員長：何かほかにご意見ございませんか。

山本委員：今の金額についてのご説明は、今回の総合評価方式が取り入れられたことに伴って新たに追加された費用という意味ですか。それとも、従来から落札方式でやっていたときもいろんな調査をするのに経費がかかっていますが、それも含めてですか。

谷村委員：それまでの一般競争入札とか、それについてのデータは実はありません。ありませんのでよくわかりませんが、内部的な知識で見ると、通常の入札というのは、積算にかかる人件費、あるいはコンピューター、あるいは見積り損料、あるいは現地に見には行くんです

が、それは1回とかそれくらいで済むんですが、総合評価になりましてから何度か足を運ぶとかということが生じております。しかも、複数で行くということをしておりますので、金額が上がっているのは事実です。

山本委員：それが品質を確保するための一つのコストと考えることもできますかね。

谷村委員：できます。

山本委員：ありがとうございました。

夢田委員長：ほかに何かございませんか。

原田委員：今の話が先ほどのアンケートによると、皆さん結局、加味されてないんですよね、6割以上が。という話なんです。私は当然のことながら、必要経費として本当は加味すべきだろうと個人的には思っているんですが、ただ、それとは別に、参加したほかの、とったところは別でしょうけど、とらないところの損失というお話ですよね、最後のお話は、それが10社参加すれば、50万×10で500万。トータルとして、1件にかかる費用は全体としては500万の損失と。それを国家的な損失と見るかどうか、そういうお話ですかね。

谷村委員：私たちは同業者のことしか言っておりません。つまり、行政としても相当な費用がかかっているはずですよ。あるいは、そうやって決まったものは、多分長崎県の中では、安いと重点監督みたいな形で、施工していく段階の、一種の、表現は悪いですが見張っていくみたいな、あるいはチェックしていくみたいな費用というのは、非常に多くかかるということもあわせての社会的コストです。

それに見合ったものができればいいんですよ。物として。損失に見合ったものが出来上がったというなら、それはそれで意味があると思うんですが、そうなのかということも、先ほど総合評価対象とする仕事は選ぶべきだということを私どもの協会から申し上げたと思うんですが、そういうことも含めての話なんです。

夢田委員長：ほかにご意見ございませんか。

今いろんなご意見をいただいておりますけども、事務局からお配りいただいている資料1の23ページには今回の企業のアンケート結果を大きく8つに取りまとめてあります。制度の改善、あるいは公平性を高めるとか透明性を高める。幾つか項目があろうかと思いますが、こういったものでそれぞれに何か、今いただいた意見以外に課題を抽出していく中でご意見があれば、ぜひ積極的に承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

李委員：私も昨年度から総合評価のほうに委員としてかかわっているんですけども、法律という事でかかわっていますが、正直申し上げて別に品確法に詳しいわけでもなく、土木とか

建築、港湾とかの工事に関しては全くの素人というか、何もわからない中で参加をしてきました。そこで、総合評価の委員になった際には、もう試行されてきた枠組みがあって、その運用ということがかかわってきましたので、今回の委員会が運用というよりも制度自体を考えなおそうということでしたので、自分自身が2年近く勉強させてもらったというか、かかわった上での印象なんですけども、いろんなご意見があったと思いますが、正直申し上げまして、逆転があってそれが隔たりを生んでるみたいな話に関しては、逆に言うと総合評価の加算点というものがうまく機能したのではないかと、単純に思っていました、やっていると最初に思ったのは、この点数がすごく細かい作業で検討した結果、結局これ、作業をやったけども価格で全部決まりましたということだったら、やらなくていいじゃんと思っていたので、差が出ているというのは機能したんだなあというのを最初に思ったところです。

アンケートとかを見て思ったのは、もともとできた制度の中で適用をやったので、客観評価等に関しては全く素人なので、項目は機械的に事務局のほうであてはめて点数が出てきますから、それに関して委員からおかしい、どうだこうだというのは基本的にあり得ない話なので、そもそもその項目が品確法で言っている品質の確保というものにつながっているのかどうかと、そういった点に関してはこの委員会で議論されることなのかなというふうには、ご意見を聞いてて思いました。

施工計画に関してあまり細かいことを言うべきではないと思うんですけども、私の印象としては、客観的評価というものをしていたのではないかなという印象を持っています。いろんなご提案が各企業からあるわけですけども、その提案をそれぞれ見せていただいて、僕なんか全然何も知らないわけですから、こういう工事のやり方をすると、これって意味あるんですかとか、こういうことをやると書いてありますけど、これって後で検証可能なんですとか、そういったことを聞いて、客観的に確認できるんですかとか、履行できるんですかとか、これやって品質上がるんですか、みたいなことしかわからないので、一からそういうことを聞きながら、それだったら、お金かかるんだったらポイントを上げたほうがいいんじゃないんですかとか、確認できないんだったら点数上げるのにおかしいんじゃないですか、みたいなことをやっていくと、僕の経験はそういうふうな委員会の作業だったかなというふうな印象は持っています。

先ほど事務局からありましたけども、知的財産の関係で公表できない部分が多々あると思いますので、その点で企業の方々が不信感を持たれるというのは重々わかっているつも

りですけども、作業としては私の素人の印象としては、ここまで客観的にというか、地道にやるもんなんだなあとと思って参加してきた次第であります。

委員長とかほかの方も言われていたように、競争性の問題であるとか、今の価格を基準にした適用というものが果たして妥当なのかというのは、非常に大きな問題だと思いますので、私自身が今日いろんなお話を聞いて、自分の経験と照らし合わせて思ったコメントと印象としてはそういった形で持っていますので、それが品質の確保につながるような競争性を許容可能な範囲で抑えられるような具体的な項目であるとか仕組みというものを、実際の企業の方のご苦勞とかも具体的にはわからない話なので、この委員会を通じてお伺いできたらなと思っております。長々とすみませんでした。

茅田委員長：ほかにございませんか。

いろんな課題抽出に向けてのご意見をいただいていると思うんですけども、先ほど資料1の6ページと8ページについてはお二人の方からご指摘がありましたので、平成18年度と20年度ということでなかなか比較ができないのかもしれませんが、九州の中その他県の状況で落札率と利益率が何に依存しているのかということは、次回ぐらいまでにもしお調べいただいてご提供いただければと、事務局にお願いしたいなと思います。

今日もご説明があったように、評価項目の比率の問題は、今、4対3対3というふうな話をされておりますけども、最後にご説明があったように金額等も合わせた中で、特別簡易型、施工計画の部分をゼロだと、評価しない、0対5対5というふうなこともあるでしょうし、あるいは今やっている4対3対3の比率なんかも見直していく必要もあるのかもしよせんので、他県がどういうふうにやっているのか、6ページと8ページについての関連性はあるという質問が出ましたけども、そういった部分も含めて、短い期間ですけども、可能であればお調べいただいて、次回ご提供いただいたらどうかなという気はしております。

それから、業界のほうからもありましたオーバースペックについては、やはりいろいろ問題があつて、本来品質をよくするためにこの法律ができて、総合評価方式がやられて試行されておるんですが、実を言うと、私の印象ですが、とにかく今までたたいてたたいて安くとれば勝ちだったというのが、この総合評価方式を入れられて、ある意味、品質を提案しないといけないということで、技術者の皆さんもそういうことを考えられるようになったんですけども、先ほどの谷村委員の話じゃないですが、本当に委員会に入ってて思うことは、手札は大体決まってきたいるんですよね。それは怖いなど。例えば、環境と

か安全対策といったら、それこそガードマンを積算2人なのが3人、4人と出てくる。評価点になっているんですね。それは問題じゃないかと委員会の中でも指摘しています。例えば、コンクリートなんか薬剤を使うんですね。AE減水剤を。そんな話が出てくるわけです。それは評価点なんですけども、これも今後の問題ですね。

それから、騒音なんかの問題でも、法律では85dBを守ればいいというんですけども、提案では80dB、中には65dBが出てくるわけですね。それについてはさすがに県のほうはしっかりされていて、65dBなんかはできないだろうと。そういうこともちゃんと吟味、先ほどタイムリーにバーチャルだろうと言われるんですが、そのバーチャルをちゃんとできるかできないかという評価を県の土木職員はやっておられます。

ですから、そういういろんな問題がオーバースペックの中に、たたかない割に持ち出しが多くなっているなあというのが、委員会に出ていて感じるんですね。この辺をどうしていくかというのは、まさに業界からご指摘のあったオーバースペックをどうするんだ、たたかない代わりに自分らの持ち分をどんどん出しているわけですから、このあたりはどうするのかということですね。

それから、今日ご提案があったように、県の統計によると、落札率が90%を割ると安全性に余裕を持たないから対応できていないよ、事故が多くなっているよということで、県事務局としてはそういったところも、私が言っているのかどうか分かりませんが、最低制限価格率も上げるという検討も必要なんじゃないかなという気もしております。この辺のところも次回、23日に2回目を開くというお話ですので、ぜひ各委員の方々、今日の資料もお読みいただいて、またご意見をいただければ、制度改善に向けた課題抽出と提言の案のキーワードなりがまとめられるのではないかと考えているところでございます。

ほかにご意見がなければ終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

谷村委員：次回また会議があるということですので、県に準備方お願いしたいと考えておりますのは、先ほどのいろんな提案等によって一体どれほど、例えば、金銭的に算定したときに、発注する側がどれくらいの費用を得たのか。作業をした決まったやつについて提案があったわけですね。それについて果たして、それによってどれほどの便益を得たのか。ちょっと表現が悪いな。それが本来、価格に対して当初以上の便益を得るからこれを選んだ。つまり、総合評価というのは高いものを選んでいいるんですから、基本的には、高いものを選ぶ価値があるからこれを選んだということであるならば、一体そのことによってどれほどの益を得たのかという試算もされていいと思うんですよね。こちらがすばらしいから選ん

だ、点数だけで選んだというのはわかるんですけども、金銭に換算したときにどうなるかということですね。

原田委員：私もお聞きしたかったのは、いろんな調査とかなんとかというのにお金がかかるとおっしゃいました。いわゆる予定価格の中にそういったものが見込まれているのかという話を聞きたいわけです。そういうこととは違うんですか。

谷村委員：いえ、違います。

原田委員：予定価格の中に見込まれてないんですかね。技術提案というか、させることによって、そういうものを見込んだものが予定価格の中に入っているということではない。それは関係ないのでしょうか。お聞きしたいんですけど。

夢田委員長：事務局は答えづらいかもしれませんが。私の印象では入っていないですよ。

原田委員：予定価格という形の議論があつていいんじゃないかなと思うんですけど、それは難しいんですか。

谷村委員：基本的な制度の問題なので、ちょっと言いにくいんですけど。具体的に維持更新費とかライフサイクルコストとしてどれくらいをいろんな提案の中から判断したのかとか、その提案によって品物の強度とか持続性、安定性が優れてきていると思うんですよ。あるいは、環境のプラスの問題、これは難しいですけどね。それから、交通の確保、特別な安全対策、省資源、リサイクル、いろんなものが入り込んでいると思うんですが、果たして、提案されたものによって金銭的にどれほどのプラスになったのか。これはプラスが悪いというんじゃないくて、県民が得たものですからね、県でいえば。それはそれでいいんですが、やったこととプラスの結果が我々の労力、県が使った労力、それをすべてやったのに、これくらいしかプラスがないといたら、やらなくていいじゃないかというのも成り立つので、今日の参考としてやってみてくれなにかと思っております。

桑原土木部長：今のご提案なんですけど、できるだけ努力はしてみたいと思いますが、今聞いた限り、考えた限りでは、例えばコンクリートの品質をよくすると、それがどれだけ金銭価値があるのか、耐久性だとか劣化、そういったものを数字まで追いかけていって数値換算するというのは、多分なかなか難しいのかもしれませんが。いずれにしても、定性的にでもどういうふうに総合評価をやったことによるメリットがあるのか、それをプレゼンテーションできるような形で準備したいと思います。

夢田委員長：谷村委員の要望は非常に大変だろうと思いますが、いずれにしても、この方式をやつて、例えば、最低価格でなくて、それよりも100万円高いところが落札しましたよと。そ

れにとって100万円以上の、ひっくり返った分以上の県民なり県にとってプラスがあるのか、それをちゃんと示さないことには、この方式は根づかないのじゃないかという指摘だと思うんですよ。ですから、それは定量的にはまだ難しいかもしれませんが、定性的にぜひご努力いただきまして、土木部長には耳が痛いかもしれませんが、国土交通省がやっているから長崎県がやるというのはよろしくないの、県民の税金を使ってやっておりますので、せっかくやるからには納税者に対してプラスになるようなことでなければ、なかなか長続きしないのではないかと、そういうご意見を谷村委員の立場で言われたと思いますので、ぜひ次回でも検討結果を出していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

では、これで第1回の総合評価落札制度検討委員会を閉めたいと思います。事務局にお渡しいたします。

6. 閉 会

福田課長：長時間にわたりまして、委員の皆様方ありがとうございました。

それでは、次回の予定を改めて確認させていただきたいと思います。

次回は1月23日（金）、同一時間帯、この会場で予定させていただいておりますので、お忙しい中ではございますが、ぜひご協力を賜りますようお願いいたします。

ありがとうございました。

